

先発事業について（再生計画の策定と並行して実施する事業）

平成16年8月31日

三番瀬再生推進室

1 趣 旨

三番瀬再生計画案の中には、早期に着手すべき項目として、「市川市塩浜護岸の改修」、「市川漁港の検討」、「環境学習の検討」、「自然環境のデータベース構築、継続的な観測・記録調査（モニタリング）などの科学的な情報の集積事業」、「三番瀬漁場再生調査事業」について、提案がされている。

県としては、本年度において、これらの事業を進めることにより、三番瀬の自然環境の再生に取り組む姿勢を明確にする必要があると考えている。

2 （仮称）再生会議との関係

これらの事業については、（仮称）三番瀬再生会議に諮り、進めていく事項であると考えている。

しかしながら、（仮称）再生会議の設置以後に、事業の検討をスタートさせることは、今後の事業進捗に影響が出ることが予想されることから、（仮称）三番瀬再生会議準備会に報告し、広く情報発信しながら、検討作業に着手したいと考えている。

3 先発事業

(1) 「自然環境のデータベースの構築」等

「自然環境のデータベースの構築、継続的な観測・記録調査（モニタリング）などの科学的な情報の集積事業」及び「三番瀬漁場再生調査事業」については、（仮称）三番瀬再生会議準備会・（仮称）三番瀬再生会議に報告し、意見をいただきながら事業を進めたい。

(2) 「市川市塩浜護岸の改修」等

「市川市塩浜護岸の改修」及び「環境学習の検討」については、個別の検討委員会を設置し、（仮称）再生会議準備会・（仮称）再生会議に報告し、意見をいただきながら事業を進めたい。

個別の検討委員会は、今後、基本原則（資料3）に則り、設置し、（仮称）再生会議準備会・（仮称）再生会議に報告し、検討を進めたい。

委員構成：必要に応じて、学識経験者、地元住民、漁業関係者、NGO、地権者等から委員を選出

公開のルール：会議は公開とする。議事録等をホームページに公開する。

(3) 市川漁港の検討

再生計画案で提案されているように、県、市、漁業者からなる公開の連絡協議会を設置し、検討を進める。